

第 32 回全国水産加工品総合品質審査会 1 号申込書の記入について

1. 「製品区分」欄

次の区分により、番号 を記入してください。

商品について、どの区分に入るか分からない場合には、当会宛（TEL03-3662-2040、E-mail：info@zensui.jp）にお問い合わせください。

なお、応募された商品で出品区分が違ふと判断される場合は、当会において区分変更を行う場合があることをご承知ください。）

- ①：乾製品（節類含む）
- ②：加熱調味加工品（ねり製品含む）
- ③：非加熱調味加工品、塩蔵品、藻類加工品
- ④：魚卵加工品、発酵食品、生食加工品
- ⑤：燻製、魚醤油・エキス、冷食加工品、缶詰・レトルト、その他

2. 「出品区分」欄

次の区分により、番号を記入してください。

- ① 一般審査のみ出品希望
- ② 特別賞（大使賞・公使賞：該当国輸入の原料を用いたものに限る）のみ出品希望
- ③ 一般審査及び特別賞（大使賞・公使賞）の両方への出品希望（該当国より輸入された原料を用いたものに限る。）

3. 「原料国区分」欄

主要国名を記入してください。

例：ノルウェー産 等（国産の場合は、県名若しくは水揚げ港 等。産地が多岐にわたる場合は「国産」で構いません。）

4. 「製造販売開始時期」欄

出品財を商品として継続的に生産販売している場合は「（製造開始の）年月日」を具体的に記入してください。（農林水産大臣賞を受賞された場合の報告において必要となります。）

（期間限定商品等、継続的ではないが以前より製造している商品の場合も含みます。）

また販売時期の詳細が判明しない場合においても「●年頃から販売」等で記入してください。）

新規に製造・販売の商品については、「新商品」と記入してください。

なお、新商品の場合は、農林水産大臣賞の選賞対象となりません。

5. 「こだわりポイント」欄

区分している4項目（「原料」「おいしさ」「生産技術」「安全性（衛生面）」）で特にこだわりがある（アピールできる）場合、具体的に記入してください。

「決算書提出の可否」については、農林水産大臣賞受賞時における国への報告書提出時に附属資料として提出するように指導を受けております。

「否」を選択された場合は選賞対象となりません。